

# 国家公務員等の旅費制度の改正 (参考資料)

財務省

2023年10月27日

# 国家公務員等にかかる旅費制度の概要

- 我が国の旅費制度は、公務の円滑な運営に資するとともに国費の適正な支出を図るため、法律で旅行命令の要件、旅費の計算原則のほか、日当、宿泊料等の定額等を規定している。
  - ※ そのほか、省令では旅行手続きにかかる様式、旅費請求に必要な書類、定額の地域区分等を、運用方針では法令の解釈基準、定額にかかる職階の適用基準、旅費の調整基準等を定めている。
- また、旅費業務のシステム化に際して、同業務の効率化を図り、各府省の取扱いを統一的に整理するため、「旅費業務に関する標準マニュアル」が策定され、各府省における運用ルールとして実質的に制度化されている。

## 法律の概要

### 1. 通則（第1条～第15条）

#### ● 目的

公務のため旅行する国家公務員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに国費の適正な支出を図ること

#### ● 旅行命令

#### ● 旅費の計算原則

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する（公務上の必要等による例外あり）

#### ● 旅費の請求手続

### 2. 内国旅行の旅費（第16条～第30条）

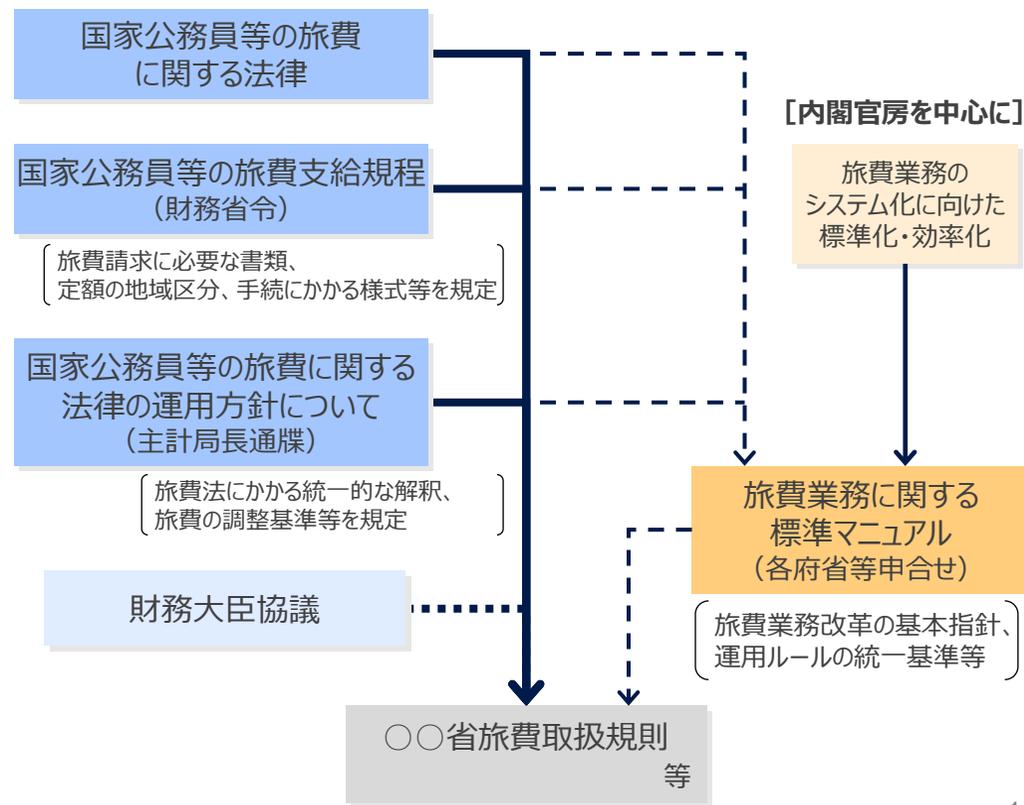
### 3. 外国旅行の旅費（第31条～第45条の2）

### 4. 雑則〔調整規定等〕（第46条～第48条）

定額等法律どおりの旅費を必要としない場合の減額調整及び法律上の基準や定額で旅行が出来ない場合の増額調整を規定

各旅費種目の支給基準  
※ 日当、宿泊料等は、法別表で定額を規定

## 旅費制度の法制



# 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）

|         |      |                    |
|---------|------|--------------------|
| 総則      | 第1条  | 目的                 |
|         | 第2条  | 用語の定義              |
|         | 第3条  | 旅費の支給              |
|         | 第4条  | 旅行命令等              |
|         | 第5条  | 旅行命令等に従わない旅行       |
|         | 第6条  | 旅費の種類              |
|         | 第7条  | 旅費の計算原則            |
|         | 第8条  | 旅行日数の制限            |
|         | 第9条  | 同一地域滞在中の日当及び宿泊料の減額 |
|         | 第10条 | 私事居住地等からの旅行        |
|         | 第11条 | 1日の旅行において定額を異にする場合 |
|         | 第12条 | 年度経過等による区分計算       |
|         | 第13条 | 旅費の請求手続            |
|         | 第14条 | (削除)               |
|         | 第15条 | 証人等の旅費             |
| 国内旅行の旅費 | 第16条 | 鉄道賃                |
|         | 第17条 | 船賃                 |
|         | 第18条 | 航空賃                |
|         | 第19条 | 車賃                 |
|         | 第20条 | 日当                 |
|         | 第21条 | 宿泊料                |
|         | 第22条 | 食卓料                |
|         | 第23条 | 移転料                |
|         | 第24条 | 着後手当               |
|         | 第25条 | 扶養親族移転料            |
|         | 第26条 | 日額旅費               |
|         | 第27条 | 在勤地内旅行の旅費          |
|         | 第28条 | 在勤地以外の同一地域内旅行の旅費   |
|         | 第29条 | 退職者等の旅費            |
|         | 第30条 | 遺族の旅費              |

|         |         |                  |
|---------|---------|------------------|
| 外国旅行の旅費 | 第31条    | 本邦通過の場合の旅費       |
|         | 第32条    | 鉄道賃              |
|         | 第33条    | 船賃               |
|         | 第34条    | 航空賃及び車賃          |
|         | 第35条    | 日当、宿泊料及び食卓料      |
|         | 第36条    | 移転料              |
|         | 第37条    | 着後手当             |
|         | 第38条    | 扶養親族移転料          |
|         | 第39条    | 支度料              |
|         | 第39条の2  | 旅行雑費             |
|         | 第40条    | 死亡手当             |
|         | 第41条    | 旅行手当             |
|         | 第42条    | 在勤地内旅行の旅費        |
|         | 第43条    | 在勤地以外の同一地域内旅行の旅費 |
|         | 第44条    | 退職者等の旅費          |
| 第45条    | 遺族の旅費   |                  |
| 第45条の2  | 休暇帰国の旅費 |                  |
| 雑則      | 第46条    | 旅費の調整            |
|         | 第47条    | 旅費の特例            |
|         | 第48条    | 実施規定             |
| 別表      | 第一（内国）  | 日当               |
|         |         | 宿泊料              |
|         |         | 食卓料              |
|         |         | 移転料              |
|         | 第二（外国）  | 日当               |
|         |         | 宿泊料              |
|         |         | 食卓料              |
|         |         | 移転料              |
|         |         | 支度料              |
|         |         | 死亡手当             |

# 旅費法に規定する旅費の種類

| 種目      | 定額  | 内国旅行 |    | 外国旅行 |    | 旅費種目の概要              |
|---------|-----|------|----|------|----|----------------------|
|         |     | 出張   | 赴任 | 出張   | 赴任 |                      |
| 鉄道賃     |     | ○    | ○  | ○    | ○  | 交通費（鉄道旅行）            |
| 船賃      |     | ○    | ○  | ○    | ○  | 交通費（水路旅行）            |
| 航空賃     |     | ○    | ○  | ○    | ○  | 交通費（航空旅行）            |
| 車賃      | ●※1 | ○    | ○  | ○    | ○  | 交通費（鉄道以外の陸路旅行）       |
| 日当      | ●   | ○    | ○  | ○    | ○  | 昼食代・諸雑費、用務地内の交通費     |
| 宿泊料     | ●   | ○    | ○  | ○    | ○  | 宿泊代金、夕朝食代を含む諸雑費      |
| 食卓料     | ●   | ○    | ○  | ○    | ○  | 水路・航空旅行時に別途必要となる夕朝食代 |
| 移転料     | ●   |      | ○  |      | ○  | 引越し費用                |
| 着後手当    | ●   |      | ○  |      | ○  | 赴任先での諸雑費             |
| 扶養親族移転料 | ●※2 |      | ○  |      | ○  | 赴任に伴う扶養親族の交通費等       |
| 支度料     | ●   |      |    | ○    | ○  | 外国出張等の際の準備等経費        |
| 旅行雑費    |     |      |    | ○    | ○  | 旅券交付手数料、入出国税等        |
| 死亡手当    | ●   |      |    |      |    | 葬祭、遺骨引取費用等           |
| 日額旅費    | ●   | ○    |    |      |    | 調査・測量、研修等の際の旅費       |
| 旅行手当    | ●   |      |    | ○    |    | 漁業監視等の際の旅費           |

※1 内国旅行の車賃について、公務上の必要等やむを得ない場合には実費額による。また、外国旅行の車賃は実費額による。

※2 扶養親族移転料のうち、交通費部分は実費額による。

※3 日額旅費及び旅行手当は、個別の旅費の支給に代えて、各種の旅費を総合して一定額で支給するものである。

# 旅費法に規定する宿泊料

- 宿泊料は、宿泊料金、夕・朝食代及び宿泊に伴う諸雑費を賄うための旅費で、法別表で規定されている。
- 旅行中の夜数に応じて、用務先の地域区分及び職階区分により定められた定額が支給される。

## 内国旅行

別表第一 一日当、宿泊料及び食卓料 より

| 区 分     |                 | 一夜につき   |         |
|---------|-----------------|---------|---------|
|         |                 | 甲地方     | 乙地方     |
| 内閣総理大臣等 | 内閣総理大臣及び最高裁判所長官 | 19,100円 | 17,200円 |
|         | その他の者           | 16,500円 | 14,900円 |
| 指定職     |                 | 14,800円 | 13,300円 |
| 7級以上    |                 | 13,100円 | 11,800円 |
| 6～3級    |                 | 10,900円 | 9,800円  |
| 2級以下    |                 | 8,700円  | 7,800円  |

甲地方…さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地方…上記以外の地域

## 外国旅行

別表第二 一日当、宿泊料及び食卓料 より

| 区 分     |                 | 一夜につき   |         |         |         |
|---------|-----------------|---------|---------|---------|---------|
|         |                 | 指定都市    | 甲地方     | 乙地方     | 丙地方     |
| 内閣総理大臣等 | 内閣総理大臣及び最高裁判所長官 | 40,200円 | 33,500円 | 26,900円 | 24,200円 |
|         | 国務大臣等及び特命全権大使   | 32,200円 | 26,800円 | 21,500円 | 19,300円 |
|         | その他の者           | 29,000円 | 24,200円 | 19,400円 | 17,400円 |
| 指定職     |                 | 25,700円 | 21,500円 | 17,200円 | 15,500円 |
| 7級以上    |                 | 22,500円 | 18,800円 | 15,100円 | 13,500円 |
| 6～3級    |                 | 19,300円 | 16,100円 | 12,900円 | 11,600円 |
| 2級以下    |                 | 16,100円 | 13,400円 | 10,800円 | 9,700円  |

指定都市…ワシントンD.C.、ニューヨーク、ロンドン、サンフランシスコ、モントリオール、パリ 等

甲地方… 北米、西欧、中近東

乙地方… 東欧、大洋州、東南アジア、韓国 等

丙地方… 中国、南アジア、中南米、アフリカ 等

# 旅費法に規定する移転料

- 移転料は、赴任に伴う住所の移転に対し、路程に応じた定額が支給されるもので、法別表に規定されている。
- 赴任の際、扶養親族を伴う赴任であれば定額、単身での移転であれば定額の1/2となる。また、外国への赴任の場合、扶養親族の人数による加算、家財の水上、陸路輸送にかかる加算措置がある。

## 【内国旅行（法別表第一 二 移転料 より）】

| 区分       | 鉄道<br>50km未満 | 鉄道<br>50km以上<br>100km未満 | 鉄道<br>100km以上<br>300km未満 | 鉄道<br>300km以上<br>500km未満 | 鉄道<br>500km以上<br>1,000km未満 | 鉄道<br>1,000km以上<br>1,500km未満 | 鉄道<br>1,500km以上<br>2,000km未満 | 鉄道<br>2,000km以上 |
|----------|--------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------|
| 内閣総理大臣等  | 153,000円     | 177,000円                | 218,000円                 | 269,000円                 | 356,000円                   | 375,000円                     | 401,000円                     | 465,000円        |
| 指定職・7級以上 | 126,000円     | 144,000円                | 178,000円                 | 220,000円                 | 292,000円                   | 306,000円                     | 328,000円                     | 381,000円        |
| 6～4級     | 107,000円     | 123,000円                | 152,000円                 | 187,000円                 | 248,000円                   | 261,000円                     | 279,000円                     | 324,000円        |
| 3級以下     | 93,000円      | 107,000円                | 132,000円                 | 163,000円                 | 216,000円                   | 227,000円                     | 243,000円                     | 282,000円        |

備考 路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもって鉄道一キロメートルとみなす。

## 【外国旅行（法別表第二 二 移転料 より）】

| 区分       | 鉄道<br>100km未満 | 鉄道<br>100km以上<br>500km未満 | 鉄道<br>500km以上<br>1,000km未満 | 鉄道<br>1,000km以上<br>1,500km未満 | 鉄道<br>1,500km以上<br>2,000km未満 | 鉄道<br>2,000km以上<br>5,000km未満 | 鉄道<br>5,000km以上<br>10,000km未満 | 鉄道<br>10,000km以上<br>15,000km未満 | 鉄道<br>15,000km以上<br>20,000km未満 | 鉄道<br>20,000km<br>以上 |
|----------|---------------|--------------------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|----------------------|
| 内閣総理大臣等  | 175,000円      | 233,000円                 | 331,000円                   | 416,000円                     | 525,000円                     | 644,000円                     | 711,000円                      | 775,000円                       | 840,000円                       | 906,000円             |
| 指定職・7級以上 | 141,000円      | 188,000円                 | 269,000円                   | 338,000円                     | 425,000円                     | 521,000円                     | 575,000円                      | 628,000円                       | 680,000円                       | 734,000円             |
| 6～4級     | 116,000円      | 154,000円                 | 220,000円                   | 276,000円                     | 348,000円                     | 428,000円                     | 471,000円                      | 514,000円                       | 556,000円                       | 601,000円             |
| 3級以下     | 95,000円       | 126,000円                 | 180,000円                   | 226,000円                     | 285,000円                     | 350,000円                     | 386,000円                      | 421,000円                       | 456,000円                       | 493,000円             |

備考 路程の計算については、水路及び陸路一キロメートルをもって鉄道一キロメートルとみなす。

# 旅費法に規定する日当

- 日当は、旅行中の昼食代を含む諸雑費、地域内を巡回する場合の交通費を賄うための旅費であり、日数に応じ1日当たりの定額を支給される。
- その構成要素及び内訳は、昼食代及び諸雑費が1/2、目的地内を巡回するための交通費が1/2とされている。
- なお、鉄道100km未滿（近距離旅行）の場合は定額の1/2が支給される。

## 内国旅行

別表第一 一 日当、宿泊料及び食卓料 より

| 区 分     |                 | 一日につき  |
|---------|-----------------|--------|
| 内閣総理大臣等 | 内閣総理大臣及び最高裁判所長官 | 3,800円 |
|         | その他の者           | 3,300円 |
| 指定職     |                 | 3,000円 |
| 7級以上    |                 | 2,600円 |
| 6～3級    |                 | 2,200円 |
| 2級以下    |                 | 1,700円 |

## 外国旅行

別表第二 一 日当、宿泊料及び食卓料 より

| 区 分     |                 | 一日につき   |         |        |        |
|---------|-----------------|---------|---------|--------|--------|
|         |                 | 指定都市    | 甲地方     | 乙地方    | 丙地方    |
| 内閣総理大臣等 | 内閣総理大臣及び最高裁判所長官 | 13,100円 | 11,100円 | 8,900円 | 8,100円 |
|         | 国務大臣等及び特命全権大使   | 10,500円 | 8,700円  | 7,000円 | 6,300円 |
|         | その他の者           | 9,400円  | 7,900円  | 6,300円 | 5,700円 |
| 指定職     |                 | 8,300円  | 7,000円  | 5,600円 | 5,100円 |
| 7級以上    |                 | 7,200円  | 6,200円  | 5,000円 | 4,500円 |
| 6～3級    |                 | 6,200円  | 5,200円  | 4,200円 | 3,800円 |
| 2級以下    |                 | 5,300円  | 4,400円  | 3,600円 | 3,200円 |

指定都市…ワシントンD.C.、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、ロンドン、パリ 等

甲地方… 北米、西欧、中近東

乙地方… 東欧、大洋州、東南アジア、韓国 等

丙地方… 中国、南アジア、中南米、アフリカ 等

# 旅行命令簿等

- 旅費法においては、国費の適正な支出を図る目的から旅行命令制度を法定化しており、様式や手続に関する事項を法律又は省令に定めている。

## ■ 旅費法

### 第4条

- 6 旅行命令簿等の記載事項又は記録事項、**様式**その他の必要な事項は、**財務省令**で定める。

| 別表第一（甲）           |    |     |      |       |           |        |         |              |    |              | 旅行命令簿 |    |   |  | No. _____ |  |
|-------------------|----|-----|------|-------|-----------|--------|---------|--------------|----|--------------|-------|----|---|--|-----------|--|
| 所属部局課<br>(又は所属団体) |    |     |      |       |           |        |         | 住所<br>(又は居所) |    |              |       |    |   |  |           |  |
| 官職 (又は職業)         |    |     | 氏名   |       |           |        |         | 職務の級         |    | 年月日級<br>年月日級 |       |    |   |  |           |  |
| 発令<br>年月日         | 用務 | 用務先 | 旅行期間 |       | 旅行命令権者の確認 | 旅行者の確認 | 支出官等の確認 | 概算払          |    | 精算払          |       | 備考 |   |  |           |  |
|                   |    |     |      |       |           |        |         | 年月日          | 金額 | 年月日          | 金額    |    |   |  |           |  |
|                   |    |     | 自    | 年 月 日 | 日間        |        |         |              |    |              | 円     |    | 円 |  |           |  |
|                   |    |     | 自    | 年 月 日 | 日間        |        |         |              |    |              |       |    |   |  |           |  |
|                   |    |     | 自    | 年 月 日 | 日間        |        |         |              |    |              |       |    |   |  |           |  |
|                   |    |     | 自    | 年 月 日 | 日間        |        |         |              |    |              |       |    |   |  |           |  |
|                   |    |     | 自    | 年 月 日 | 日間        |        |         |              |    |              |       |    |   |  |           |  |
|                   |    |     | 自    | 年 月 日 | 日間        |        |         |              |    |              |       |    |   |  |           |  |
|                   |    |     | 自    | 年 月 日 | 日間        |        |         |              |    |              |       |    |   |  |           |  |
|                   |    |     | 自    | 年 月 日 | 日間        |        |         |              |    |              |       |    |   |  |           |  |
|                   |    |     | 自    | 年 月 日 | 日間        |        |         |              |    |              |       |    |   |  |           |  |
|                   |    |     | 自    | 年 月 日 | 日間        |        |         |              |    |              |       |    |   |  |           |  |

備考 1. 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。  
 2. 旅行命令等を変更の場合には、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載すること。  
 3. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

用紙寸法 日本産業規格A列4

# 旅費請求書

## ■旅費法

第13条 **旅費**（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、**所定の請求書（略）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（略）に提出しなければならない。**

7 第一項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び**様式**、第二項及び第三項に規定する期間並びに第四項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、**財務省令で定める。**

| 別表第二（第一号様式（甲））        |     |    |     |     |        |    |               |           |     |        |    |          |   |         |       |    |     |     |           | 旅 費 概 算 請 求 書 |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
|-----------------------|-----|----|-----|-----|--------|----|---------------|-----------|-----|--------|----|----------|---|---------|-------|----|-----|-----|-----------|---------------|----|----|----|----|--|--|--|--|--|
| 支出官等                  |     |    |     |     | 請求者    |    | 所属部局課（又は所属団体） |           |     |        |    | 官職（又は職業） |   |         | 職務の級  |    | 氏 名 |     | 旅行命令権者の確認 |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
| 概 算 額                 |     |    |     |     | 精 算 額  |    |               |           |     | 追 給 額  |    |          |   |         | 返 納 額 |    |     |     |           |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
| 円                     |     |    |     |     | 円      |    |               |           |     | 円      |    |          |   |         | 円     |    |     |     |           |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
| 年月日                   | 出発地 | 経路 | 到着地 | 宿泊地 | 鉄 道 賃  |    |               |           | 船 賃 |        |    |          | 航空賃   | 車 賃     |       | 日当 | 宿泊料 |     | 食卓料       |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
|                       |     |    |     |     | 路 程    | 運賃 | 急行料金          | 特別車両料金その他 | 計   | 路 程    | 運賃 | 特別船室料金   |   | 寝台料金その他 | 計     |    | 定 額 | 実費額 | 日数        | 定額            | 夜数 | 定額 | 夜数 | 定額 |  |  |  |  |  |
|                       |     |    |     |     | キロメートル | 円  | 円             | 円         | 円   | キロメートル | 円  | 円        | 円   | 円       | 円     | 円  | 円   | 円   | 円         | 円             |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
|                       |     |    |     |     |        |    |               |           |     |        |    |          |   |         |       |    |     |     |           |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
|                       |     |    |     |     |        |    |               |           |     |        |    |          |   |         |       |    |     |     |           |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
|                       |     |    |     |     |        |    |               |           |     |        |    |          |   |         |       |    |     |     |           |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
|                       |     |    |     |     |        |    |               |           |     |        |    |          |   |         |       |    |     |     |           |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
|                       |     |    |     |     |        |    |               |           |     |        |    |          |   |         |       |    |     |     |           |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
|                       |     |    |     |     |        |    |               |           |     |        |    |          |   |         |       |    |     |     |           |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
|                       |     |    |     |     |        |    |               |           |     |        |    |          |   |         |       |    |     |     |           |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
| 合 計                   |     |    |     |     |        |    |               |           |     |        |    |          |   |         |       |    |     |     |           |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
| 支 度 料                 |     |    |     |     | 定 額    |    | 既 給 額         |           |     | 差 引 額  |    |          | 上記のとおり旅費を請求します。<br>令和 年 月 日<br>上記の金額を領収しました。<br>令和 年 月 日<br>氏 名 |         |       |    |     | 備 考 |           |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |
| 法 第 三 十 九 条 の 二 の 旅 費 |     |    |     |     | 円      |    | 円             |           |     | 円      |    |          |   |         |       |    |     |     |           |               |    |    |    |    |  |  |  |  |  |

用紙寸法 日本産業規格A列4

備考 1. 本様式は、用途に従い不用の文字は抹消して使用すること。  
2. 航空賃、食卓料の欄に限っては省略することができる。  
3. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

# 旅費法（抄）

## （目的）

第1条 この法律は、公務のため旅行する国家公務員等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに国費の適正な支出を図ることを目的とする。

## （用語の意義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

九 **扶養親族** 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

3 この法律において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。但し、「**在勤地**」という場合には、在勤官署から八キロメートル以内の地域をいうものとする。

## （旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

## （旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

## （旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第8条 旅費計算上の**旅行日数**は、第三項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

第9条 旅行者が**同一地域**（第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に**滞在する場合**における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して**滞在日数三十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数六十日を超える場合にはその超える日数について定額の十分の二に相当する額**をそれぞれの定額から減じた額による。

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

# 旅費法（抄）

## （鉄道賃）

第16条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

### 二 （略）急行料金

2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの

二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの

## （車賃）

第19条 車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

## （日額旅費）

第26条 第六条第一項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、左に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて財務大臣が指定するものとする。

一 測量、調査、土木營繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

二 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行

三 前二号に掲げる旅行を除く外、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

## （在勤地内旅行の旅費）

第27条 在勤地内における旅行については、左の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。

一 旅行が行程八キロメートル以上又は引き続き五時間以上にわたる場合には、別表第一の日当定額の二分の一以内において財務省令で定める基準に従い、各庁の長が定める額の日当

## （旅費の調整）

第46条 各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 各庁の長は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができる。

## ○ 井上財務副大臣

（略）旅費制度につきましては、情報処理技術の進展や海外の宿泊料金の変動など、国内外の社会情勢の変化に対応できていない面があります。昨今の出張態様の変化やデジタル化の進展等を踏まえまして、より実態に沿ったシンプルな制度とし、業務効率化を進められるよう幅広く見直しを行う必要があると考えております。旅費制度の見直しは全省庁に関わる課題でありまして、旅費法をはじめとする法令改正、業務プロセスの見直し、必要なシステムの更改に一体的に取り組むことが必要だと思っております。特にデジタル庁、行政改革推進本部事務局と連携し、現在、各省庁の意見をお伺いしながら検討を進めているところです。こうした一体的な取組に基づきまして検討をした結果、財務省としましては、令和6年の改正法案の提出を目指させていただきたいと思っております。これにつきまして、関係大臣にはぜひとも御協力をお願いいたしますようよろしくお願い申し上げます。（略）

## ○ 岡田行政改革担当大臣

（略）旅費業務については、ルールが複雑であるため、支給額の計算や審査に時間を要するなど、出張者と担当者の双方にとって負担が大きいとの指摘がございます。このため、法改正にとどまらず、業務の流れ全体を網羅的に把握して最適化するBPR、すなわちビジネスプロセス・リエンジニアリングの手法を用いて事務の効率化を図ることが重要と考えます。先ほど井上財務副大臣から御発言がありましたが、行政改革を担当する立場から、財務省、デジタル庁と連携し、業務プロセスの効率化を進め、職員が真に国民のためになる仕事に力を注ぐことができる環境を整えてまいりたいと考えております。（略）

## ○ 河野デジタル大臣

（略）また、先ほどの旅費制度の見直しにつきましても、旅費の共通システムを所管する立場から、制度の見直しに対応して、簡素で効率的な事務手続が可能となるよう、しっかりと取り組んでいきます。そのためには、制度、業務、システム、これを一貫して見直していくことが必要で、財務省、行政改革推進本部事務局、デジタル庁が一体となって取り組んでいけるように頑張りたいと思います。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

## ○ 岸田内閣総理大臣

（略）デジタルの力を活用し、行政の事務についても抜本的に見直していきます。官報の電子化を含め、法制事務のデジタル化を着実に進めるとともに、国家公務員の人事管理のデジタル化、テレワーク等の柔軟な働き方の推進、旅費制度の見直しを進めます。また、自治体ごとに異なるローカルルールの見直しなど、国・自治体を通じた行政サービスの見直しを進め、住民や事業者の利便性を高めていきます。デジタル臨時行政調査会は、本日から新たな局面に入り、これまで以上に政府一丸となった取組を進めていく必要があります。河野大臣を中心に関係大臣が協力して取組を加速してください。